

平成19年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

平成19年5月11日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 仮議席の指定について
- 日程 2. 議長選挙について
- 日程 3. 議席の指定について
- 日程 4. 会議録署名議員の指名について
- 日程 5. 会期の決定について
- 日程 6. 副議長選挙について
- 日程 7. 常任委員会委員の選任について
- 日程 8. 議会運営委員会委員の選任について
- 日程 9. 議長報告について
  - (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
  - (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
  - (3) 都市計画審議会委員について
- 日程 10. 推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 日程 11. 同意第 9 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 12. 議案第 18 号 斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例について
- 日程 13. 議案第 19 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 14. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 18 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）
- 日程 15. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

日程16. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

日程17. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程18. 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）

日程19. 承認第 7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）

追加日程1. 予算常任委員の辞任について

追加日程2. 広報発行常任委員の辞任について

追加日程3. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議会事務局長（藤原伸宏君） おはようございます。

議会事務局長の藤原でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うことになっています。年長の吉野議員さんをご紹介します。

○臨時議長（吉野俊明君） ただいま紹介されました吉野です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。よってこれより、平成19年第2回斑鳩町臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成19年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様にはお繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、去る4月22日に執行されました町議会議員選挙に当たり、当選の榮譽を担われ、心からお喜び申し上げます。

さらには、議員皆様には、平素から町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成19年度も既に1カ月余り過ぎ、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で、「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組み、斑鳩町の個性と創造性を十分発揮できるまちづくりを目指し、最善の努力をしているところであります。議員皆様方より一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

本臨時会には、斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例についてなど8議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（吉野俊明君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し議長が就任するまで、ただいまの着席のとおり仮議席として指定いたします。

次に、日程2、議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時34分 休憩）

---

（午前9時50分 再開）

○臨時議長（吉野俊明君） 再開をいたします。

議長の選挙については、投票により行うことにいたします。

議場の出入口の閉鎖をお願いします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（吉野俊明君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、1番、宮崎議員、2番、小林議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。配付漏れはないと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（吉野俊明君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○臨時議長（吉野俊明君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(吉野俊明君) 投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。宮瑤議員、小林議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○臨時議長(吉野俊明君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票2票です。有効投票のうち、中川議員10票、浦野議員1票、里川議員2票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、4票であります。よって中川議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○臨時議長(吉野俊明君) ただいま議長に当選されました中川議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

中川議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。中川議員。

○3番(中川靖広君) 多数の議員の方々のご推挙を賜りまして、議長という重責に就任をさせていただきましたこと、心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

微力ではございますが、斑鳩町発展のため、また人にやさしいまちづくりの充実、実現に向けて精一杯邁進する所存でございますので、各議員の皆様方、理事者の皆様方には、ご指導とご協力を賜りますことを切にお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(吉野俊明君) ありがとうございます。それでは、ただいまより私から議長章を議長にお渡しいたします。

(議長章授与)

○臨時議長(吉野俊明君) ただいま中川議員のほうから議長就任のごあいさつがありました。それでは、新議長と交代をいたしたいと思っております。議事運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、暫時休憩といたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時06分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。現在お座りいただいております仮議席を本議席と指定いたします。

続きまして、日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。5番、伴議員、6番、紀議員の両議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いいたします。

続きまして、日程5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口の閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

○議長(中川靖広君) ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、7番、嶋田議員、8番、西谷議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(中川靖広君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長（中川靖広君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。7番、嶋田議員と8番、西谷議員の立ち会いよろしく願いいたします。

（事務局長及び立会人 開票）

○議長（中川靖広君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票2票です。有効投票のうち、嶋田議員10票、里川議員1票、木澤議員2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4票であります。よって嶋田議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○議長（中川靖広君） ただいま副議長に当選されました嶋田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

嶋田議員より、副議長当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○7番（嶋田善行君） ただいま多くの皆様方のご推挙を賜りまして、副議長の要職につかせていただきました。ありがとうございます。

議長を補佐し、斑鳩町民の福祉の向上のため、また斑鳩町議会発展のために、微力ながら誠心誠意尽くしてまいりたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中川靖広君） 次に、日程7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

---

（午後 1時02分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

日程7、常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長によ



り指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、中西議員、伴議員、小林議員、紀議員、嶋田議員、辻議員、以上であります。

厚生常任委員会委員に、里川議員、辻議員、小林議員、吉野議員、西谷議員、木田議員、以上であります。

建設水道常任委員会委員に、飯高議員、宮崎議員、吉野議員、紀議員、西谷議員、浦野議員、以上であります。

予算常任委員会委員に、木澤議員、浦野議員、宮崎議員、伴議員、嶋田議員、木田議員、中川議員、以上であります。

広報発行常任委員会委員に、飯高議員、木澤議員、中西議員、里川議員、中川議員をそれぞれ指名いたします。

常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会の皆さんには、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程8、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長により指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、里川議員、飯高議員、嶋田議員、西谷議員、浦野議員、辻議員をそれぞれ指名いたします。

議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程9、議長報告を行います。

議長報告(1)から(3)までにつきましては、事務局長から報告をさせます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長(藤原伸宏君) それでは、ご報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員会委員長に中西議員、副委員長に伴議員、厚生常任委員会委員長に里川議員、副委員長に辻議員、建設水道常任委員会委員長に飯高議員、副委員長に宮崎議員、予算常任委員会委員

長に木澤議員、副委員長に浦野議員、広報発行常任委員会委員長に飯高議員、副委員長に木澤議員であります。以上であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に里川議員、副委員長に飯高議員であります。

次に、都市計画審議会委員であります。嶋田議員、西谷議員、辻議員であります。以上です。

○議長（中川靖広君） ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。皆さんには、よろしくお願いをいたします。

次に、日程10、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年6月30日付をもって任期満了となります。よって農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員に、中西議員、浦野議員、以上2名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員、浦野議員の退席を求めます。

（中西議員、浦野議員退席）

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することと決しました。

（中西議員、浦野議員着席）

○議長（中川靖広君） 中西議員、浦野議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。各委員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程11、同意第9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員の退席を求めます。

（中西議員退席）

○議長（中川靖広君） 理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書を朗読いたします。

同意第9号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北1丁目2番6号

氏 名 中西和夫

生年月日 昭和27年3月20日

以上でございます。

以上でご説明とさせていただきますけども、何とぞ原案どおりご同意をお願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。同意第9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

（中西議員着席）

○議長（中川靖広君） 中西議員にお知らせいたします。斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意をいたされました。よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程12、議案第18号 斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例について、日程13、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程14、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、日程15、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程16、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程17、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることにつ

いて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程18、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）、日程19、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、以上8議案を一括上程いたします。

町長から本会議に付議されました議案の提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第18号 斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令が施行されたことにより、この改正に基づき、本条例の文言及び条文の整理を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことにより、この改正に基づき、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ88億9,077万円としたものであります。

本補正予算につきましては、歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び地方交付税の交付確定に伴うものと、普通財産の売払い及び寄附金の受入れ、町債同意額の決定による予算補正となっております。

一方、歳出予算は、寄附金の受入れ等に伴うものと、各事業の完了等による補正となっております。

これらの予算補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

各種交付金等の交付決定に伴うもので、第2款地方譲与税では、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税を合わせまして、331万4,000円の減額、第3款利子割交付金では、552万1,000円の減額、第4款配当割交付金では、1,248万9,000円の増額、第5款株式等譲渡所得割交付金では、1,113万4,000円の増額、第6款地方消費税交付金では、72万6,000円の減額、第7款ゴルフ場利用税交付金では、79万8,000円の増額、第8款自動車取得税交付金では、340万3,000円の減額、第10款地方交付税では、1,896万5,000円の減額、第11款交通安全対策特別交付金では、4万3,000円の減額であります。

次に、第16款財産収入では、普通財産の売払い申請により財産の処分を実施しましたことから、その売払い収入242万8,000円の増額であります。

第17款寄附金では、町制60周年記念として法隆寺iセンターのピアノの購入等にいただきました寄附金と、「世界遺産写真パネル展・物産展」の際に藤ノ木古墳の整備にあてる募金をいただきましたものを合わせまして、103万2,000円の増額であります。

次に、第21款町債では、JR法隆寺駅周辺整備事業債に係る町債の同意額決定により、340万円の増額であります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費についてであります。

第5目財産管理費では、歳入で申しあげました普通財産売払い収入242万8,000円と、町制60周年記念としていただきました一般寄附金3万円を財政調整基金へ積み立てることから、その積立金245万8,000円の増額、第6目企画費では、文化振興センター施設管理運営業務委託料及び文化振興財団補助金の確定等により、1,296万2,000円の減額であります。

次に、第6款商工費、第1項商工費、第7目法隆寺iセンター管理費でも、歳入で申しあげましたピアノの購入にご寄附いただきましたことから、その購入費88万円の追加であります。

第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、町債の同意額決定により、財源振替を行ったものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費についてであります。

第4目文化財保存費では、歳入で申しあげました募金を藤ノ木古墳整備基金へ積み立てることから、その積立金2,000円の増額であります。

また、第6目の図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定により、6万6,000円の減額であります。

次に、第11款公債費、第1項公債費、第2目利子では、町債の借入金等に係る利子償還金の確定により、1,538万円の減額であります。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じた財源2,497万7,000円を予備費に留保させていただいております。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法の一部を改正する法律が、平成19年3月30日付けで公布されたことから、今回の改正分のうち、平成19年度課税に関する部分について、本条例の一部を改正することとし、この改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容は、個人住民税では、上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）における特例措置の期間をそれぞれ延長するものであります。また、信託法の改正及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴う規定の整備等により所要の改正を行ったものであります。

固定資産税では、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設及び鉄軌道用地の評価方法の変更に伴う特例措置の整備等によりまして、所要の改正を行ったものであります。

たばこ税につきましては、地方税法付則に規定する税率が、同法の改正により本則税率とされたことにより所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第3号と同様、地方税法の一部改正により、本条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付けで専決処分をさせていただいたものであり、議会に報告し、承認を求めるものであります。

先ほど申し上げました、鉄軌道用地の評価方法の変更に伴う特例措置の整備等によりまして、都市計画税条例にも影響があるため所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に公布されたことにより、この改正に基づき、平成19年4月1日から施行するため、本条例の一部を改正したものであり、その改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を53万円から56万円に変更するものであります。

この改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）であります。

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部改正が行われたことにより、この改正に基づき、平成19年4月1日から施行するため、本条例の一部を改正したものであり、その改正内容は、所得税の定率減税が縮減されたことに伴い、同じ年収であれば税率縮減前後で同じ保育料となるよう保育所徴収金基準額表を改正したこと、並びに新たに兄や姉が幼稚園等に入園していても多子軽減の対象としたこと、及び徴収金減免の対象として、精神障害者健康福祉手帳の所有者を追加したことであります。

この改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。

本補正予算につきましては、斑鳩町（仮称）総合福祉会館建設事業に係る繰越明許費の予算措置を行ったものであります。

斑鳩町（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、本年第1回町議会定例会で説明させていただいたとおり、建築工事、機械設備工事並びに電気設備工事の分離発注により3件の入札を実施し、各々の落札者と仮契約を行ったところであります。

しかしながら、建築工事に係る業者の不祥事により、指名停止処分を行ったことに伴

い、全ての工事に係る仮契約を解除することといたしました。

このような経緯により、本事業に係る工事の完成が平成19年度中に完了することが難しくなったことから、やむを得ず、平成19年度予算額15億3,500万円のうち、工事請負費等7億5,690万円を限度額として、次年度へ繰越明許させていただく予算措置であります。

これらにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年4月2日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、本事業に係る入札事務等につきましては、6月町議会定例会において、工事請負契約に関するご審議をお願いできるよう、鋭意進めているところであります。

議員皆様方には、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程12、議案第18号 斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第18号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書の朗読をいたします。

議案第18号

斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別  
賞じゆつ金条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。



平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、最終ページをご覧いただきたいと思います。要旨をご覧いただきながらご説明をさせていただきます。

この要旨にもございますように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令が平成18年9月に施行されましたが、この改正に基づきまして、本条例中にごございます「障害の等級」という文言を「障害等級」と改めること、及び従来は、先ほど申しました政令の別表に定められていました障害等級が、同政令の第6条により省令で定められることとなったことによります条文の整理を図るため、前のページにごございます新旧対照表のとおり改正を行うものでございます。

なお、本条例の一部改正につきましては、付則にごございますように、公布の日から施行することといたしておりますが、適用は平成18年4月1日から遡及することといたしており、同日前に支給すべき事由が生じました障害者賞じゆつ金につきましては、従前の例とするなどとしております。

また、本条例につきましては、昭和47年4月に施行いたしておりますけれども、幸いなことに、本町におきまして本条例の適用がなかったということをおし添えておきたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、議案第18号 斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞご審議を賜りまして、原案のとおり議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第18号 斑鳩町消防賞じゆつ

金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程13、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、まず議案書の朗読をいたします。

議案第19号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、本条例につきましても、最終ページでございます要旨をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

この要旨にもございますように、国の少子化対策の一環といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成19年4月1日から施行されたところでございますが、この改正に基づきまして、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償に係ります補償基礎額への加算額につきまして、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を、2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げる改定を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、1の改正の内容にございますように、損害補償に係る補償基礎額への加算額につきまして、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を、従来は1人につき167円であったものを、2人目までの扶養親族に係る加算額である200円と同じ額に引き上げるものでございます。

なお、本改正条例は公布の日から施行することといたしておりますが、経過措置とい

たしまして、平成19年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用することとし、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成19年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によることといたしております。

以上、簡単ではございますけれども、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞご審議を賜りまして原案のとおり議決をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程14、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報

告し、議会の承認を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目をご覧いただきたいと思います。専決処分書の朗読をさせていただきます。

斑専第2号

#### 専決処分書

平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

斑鳩町長 小城利重

この町長専決処分をさせていただきました平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億9,077万円としたものでございます。

主な補正予算の内容につきましては、歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び地方特別交付税の確定と普通財産の売り払い及び寄附金の受け入れ、町債同意額の決定による予算補正となっております。

一方、歳出では、各事業の完了等及び寄附金の受け入れ等に伴う予算補正と町債同意額の決定に伴う財源の振り替えを行ったものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただきましたものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入予算の補正についてであります。9ページをお願いいたします。

第2款の地方譲与税についてであります。第1項所得譲与税では6万1,000円の増額補正、第2項自動車重量譲与税では218万2,000円の減額補正、第3項地方道路譲与税では119万3,000円の減額補正をさせていただいております。

次に、10ページをお願いします。

第3款の利子割交付金では552万1,000円の減額補正、第4款の配当割交付金

では1, 248万9, 000円の増額補正、第5款の株式等譲渡所得割交付金では1, 113万4, 000円の増額補正をさせていただいております。

次に、11ページをお願いします。

第6款の地方消費税交付金では72万6, 000円の減額補正、第7款のゴルフ場利用税交付金では79万8, 000円の増額補正をさせていただいております。

次に、12ページをお願いします。

第8款の自動車取得税交付金では340万3, 000円の減額補正、第10款地方交付税では、平成18年度の特例交付税額が確定いたしましたことから、1, 896万5, 000円の減額補正をさせていただいております。

次に、13ページをお願いします。

第11款交通安全対策特別交付金では4万3, 000円の減額補正をさせていただいております。

また、第16款の財産収入では、里道の売払申請により法定外公共物財産の処分を実施しましたことから、その売払収入242万8, 000円を増額補正させていただいております。

第17款の寄附金では、町制60周年記念として法隆寺iセンターのピアノの購入にご寄附いただきました一般寄附金103万円と、14ページに移っていただきまして、平成19年2月12日から18日までの間開催いたしました世界遺産写真パネル展、物産展の時に、藤ノ木古墳の整備に募金をいただきました2, 000円を増額補正をさせていただいております。

次に、第21款町債では、第3目の土木債におきまして、JR法隆寺駅周辺整備事業債に係ります町債同意額の決定に伴い340万円を増額補正させていただいたものでございます。

続きまして、歳出予算の補正につきましてご説明を申し上げます。15ページをお願いします。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費についてであります。第5目の財産管理費では、先ほどご説明いたしました財産売払収入242万8, 000円と、町制60周年記念としていただきました一般寄附金3万円を原資に、合わせまして245万8, 000円を財政調整基金へ積み立てをさせていただいております。第6目の企画費では、文化振興センター施設管理運営業務委託料及び文化振興財団補助金の確定に伴い1, 30

8万2,000円の減額補正と、ピアノ購入費充当後の12万円を文化振興基金へ基金の積み立てをさせていただいております。

次に、16ページをお願いします。

第6款商工費、第1項商工費の第7目法隆寺iセンター管理費では、ピアノの購入にご寄附いただきました一般寄附金を原資に、備品購入費88万円を増額補正させていただいております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費の第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、町債同意額の決定により340万円を財源振替させていただいております。

次に、17ページをお願いいたします。

第9款教育費、第5項社会教育費についてであります。第4目文化財保存費では、藤ノ木古墳の整備に募金をいただきました2,000円を原資に、藤ノ木古墳整備基金へ基金積み立てをさせていただいております。また、第6目の図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定に伴い、66万6,000円を減額補正させていただいております。

次に、第11款公債費、第1項公債費では、第2目の利子におきまして、町債の借入金等に係ります利子償還金の確定により1,538万円の減額補正をさせていただいております。

次に、18ページをお願いします。

第12款予備費では、本予算補正から生じました財源2,497万7,000円を予備費に留保させていただいております。

恐れ入ります。5ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、地方債の補正でございます。歳入歳出の補正のところで申し上げましたように、JR法隆寺駅周辺整備事業債に係ります町債同意額の決定に伴いまして、地方債限度額の変更をさせていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書の朗読をさせていただきます。

#### 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万1,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億9,077万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月30日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞご審議を賜り、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○議長(中川靖広君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番(西谷剛周君) 承認第2号の中で、土木費で、JR法隆寺駅周辺整備事業の増により財源振替の分があるんですが、これに関連して、実際にこの3月に橋上駅舎が完成し、自由通路の開通というのは新聞にも載っていたように思うんです。そもそもこの自由通路というのはどういう性格のものなのかということと、実際自由通路の町の管理費、1カ月どれぐらいかかっているのか、これまでに幾ら支払ったのか。それと、年間実際にこの自由通路について、斑鳩町が負担しなければならないのは、大体年間でどれぐらいかかるのか。それと、自由通路の管理区分についてどうなっているのかについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。

○都市建設部長(藤本宗司君) まず、自由通路の性格ということでございます。自由通路については、字で示しているとおりで、自由に通っていただけるということでございます。斑鳩町の場合は、町道認定はいたしておりませんが、町管理の道路という形で自由に通っていただくということでございます。

それから、管理関係でございますけれども、自由通路につきましては、JRと駅舎部分と町の自由通路部分との管理協定を結びまして、自由通路部分については町が管理をする、駅舎部分についてはJRが管理するというところで、お互い確認をいたしているところでございます。

それと、自由通路に対する管理費の問題でありますけれども、今年度については、供

用開始後間もないということで、無償保証期間等もございまして、少し安くなっているわけですが、エレベーターの点検業務、消防設備の点検業務、そしてエスカレーターの保守点検業務、そして通常の清掃業務、この業務について委託をしながら取り組んでいるということでございます。本年度については、年間で約300万ぐらいになるかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、年間300万と言われたんですが、今まで年間の管理委託だけで、例えば1カ月間とかという形で払ってないのかどうかという確認と、それはとりもなおさずこれまでに幾ら払ったかということも含めてその辺の関係をお尋ねしたいのと、それと自由通路の管理区分については、JRと町の方で区分をしているんだということでおっしゃったんですが、それは書面という形で交わされているのかどうかということと、それと自由通路というのは、町の管理の道路で自由に通っていただけるものだとおっしゃったんですが、自由に通るということは、基本的には北からの住民が南へ通る、あるいは南からの住民が北へ通るといふ、そういう解釈の、自由通路というのはそういう性格のもんだと思うんですが、その私の理解で間違いありませんか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 自由通路のまず管理の関係で、支払い関係でありますけれども、管理費としては、まだ現在支払っているという状況ではございません。

それから、管理関係ですけれども、JRと維持管理協定ということで書面で交わさせていただいております。

それと、自由通路。もともと踏切が狭隘という中で、踏切を渡るのを、自由通路を設置をいたしまして、北から南、南から北へ通行をしていただくと、より歩行者の安全の確保が図れるということで設置をさせていただいたものでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、自由通路というのはそういうもんやと思うんですが、実際には、私も選挙期間中だったんですが、あそこで立っている限り、一人も北から南へ、あるいは南から北へということで通られている方は見られませんでした。すべての人が、JRへ乗るための通路でしか利用されていないように思っております。

それと、書面でそういう管理について交わしているということなんですが、実際には



エレベーター、エスカレーターとも電気代というのは当然毎月発生していると思うんですが、その件については書面では交わしているがお金は払っていないというのはどうもよく理解出来ないんですが、それはJ Rが立て替えて払うて年間まとめて町が払うということになるんですか。それとも、何か別に今は支払わなくてもいいというような、そういう特別な理由があるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まず、保守点検業務の中でさきに4項目述べさせていただきました。その部分についての支払い関係はまだ発生をしておらないということでございます。当然、自由通路部分には、エレベーターもありますしエスカレーターもあります。電気関係あるわけでありますので、その分の支払いの発生はしてまいります。ただ、4月の段階ですんで、4月から今5月の11日ということでございますので、まだ支払い関係が発生しておらないということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、4月から、開通は4月からという、4月から斑鳩町とJ Rの区分をはっきりさせて、そして4月部分については、5月の中旬なんで4月部分については請求が来てないという、電気関係は来てないという解釈でいいんですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） あくまでも、自由通路の供用開始をさせていただきました。させていただいたわけでありますけれども、その分については、4月末までは、跨線橋としても当然必要になりますから、暫定供用という形で3月中は利用をしていると。その後、引き渡しを4月に受けまして、管理をしているということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、町が自由通路をつくるについて、踏切が狭隘であるのでということでされたんですが、その町の当初の計画どおりに、この自由通路というのは機能をしていると判断されておられますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 自由通路の設置に当たりましては、平成の13年ぐらいですかね、平成14年ですか、J Rと協議をします。バリアフリー法が施行されて以来駅舎のバリアフリー化の問題が生じまして、また踏切の狭隘による歩行者の安全ということで、駅舎、自由通路の設置をすることによって歩行者の安全を確保しようというこ

とで、14年、少し以前からになりますけれども、議会と議論をしていただく中で自由通路を設置をしていくということについて、16年の6月に協定を締結をさせていただいた。これについては、議会の皆さん方にご議決をいただいて設置をしてまいってきているものでございます。当然自由通路でございます。当初の目的どおりの利用ということになっていると、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、部長は、当初の目的どおり自由通路が使われていることを言われたんですが、そしたら、今、1カ月ですが、実際に町が調査された日にちで結構ですんで、1日大体どれぐらいの方がその自由通路を利用されているかというのわかりますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今日まで、あの自由通路に観光案内所を設置させていただきました。そして、平日については、観光案内所も観光協会の方で、観光客、そしてまた地域住民に対する情報提供ということで取り組んでもらっております。

ただ、土曜、日曜については、当然利用客も多いと。また、色々なご意見も伺える。そこら辺が出てくるという中で、職員も観光案内所で立たせていただいて、取り組ませていただいております。その中で、北から南、南から北への利用という確認はいたしておりませんが、観光案内所に立たせていただいて、その辺の観光案内所の利用客等を見させていただければ、相当の利用客があるということでございます。

人数的には、ただ、北から南、南から北ということではございませんけれども、観光案内所だけを限って言わせていただきますと、1日多い時であれば200人、そして50～60人という時もございますけれども、多ければ200人を超えるというような状況になってございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の部長の話を総合いたしますと、要は自由通路やということで、町管理の道路で費用をかけて設置したが、実際には北から南、南から北へという形で自由通路を利用されている方の数字は把握していないと。ただし、観光案内所をつくっているんで、その観光案内所を利用されている人は、平日で50から60人で、土日多い時には200人ぐらいやという、そういう答弁やと思うんですが、そしたら実際に今話を聞きますと、自由通路そのものに、果たして町が当初思うてた自由通路として機

能されているのかということ判断しますと、実は多額の費用をかけたけども自由通路としての機能は果たしてなかったんやということになるんやないですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今日まで相当数の方が、北から来られた方、踏切を渡っておられたと思います。それが、自由通路を設置をして橋上化をさせていただきました。そうすれば、北から来られる方、踏切を渡らずにそのまま駅舎の方に上っていただけます。踏切の利用も減少して自由通路の利用が増えているという判断をいたしております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 利用されている、今、部長が言われるんやったら、次回までにやっぱり数字で、これだけの方が利用されているというやっぱり具体的な数字で私は示してほしいんです。相当住民の方も関心を持っておられましたし、私自身もあここで実際に見させてもらう乗降客の流れ、住民の流れ、あるいはその近隣の人のお話を総合して聞いてみましても、決して部長が言うような形では自由通路は活用されていないように思います。

あと、数字が出ませんので、私としては一応これで終わっておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 先ほどから西谷議員おっしゃっておる性格の問題なんですがね、これは北から南、南から北に通ずる斑鳩町の住民を対象にしたものではないわけです。あくまでも法隆寺駅を利用する方もこの通路を利用される、こういう性格のものやと思っております。したがって、法隆寺駅は橋上駅でございますから、あの通路を通らなければ改札に入れないということから考えますと、相当な効果がある通路ということの解釈をしていただきたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 副町長が今言われたんですが、実際に橋上駅舎やからそこを通路として相当の人が利用されているのは、それは列車に乗るために利用しているんであって、そしたら突き詰めていったら、列車に乗るために自由通路を利用されてるんです。その分に対して、斑鳩町がそれほどの巨額な費用を使ってまでする必要があったのかということが今度問題になる、もし副町長が言われるような論点やったらですよ。

私は、そうやない。自由通路というのはあくまでも、これは多分国の補助を見ても、ちゃんと駅周辺の交通の混雑の緩和みたいな形で多分これは補助金をとっておられると

思うんですよ。だから、今、副町長言われているのは、これはちょっとまやかashiではないのかなというふうに私は思います。

一応これぐらいでおいておきます。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 私はそうは思っていないんです。やっぱり見解の相違やと思うんですが、私はやはり橋上駅を設置する。すれば、当然ここに通ずる橋梁をつくっていかなければならない、このように考えるわけです。

今、西谷議員がおっしゃるように、駅舎を利用される人たちのことから考えれば、それは町としてはすべて駅舎の利用ということでございますけども、これはあくまでも橋上駅を設置する、そういう駅舎の整備をするということでございます。当然、自由通路については、やはり橋上駅に必要なものということで私は考えております。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ちょっと気になる点がありますので、お尋ねをしておきたいと思えます。

この補正予算書の中で言いますと3ページになるんですけども、地方交付税の補正で1,896万5,000円の減額という状況がございます。先ほどの説明では、特別交付税の減額と確定され、そして減額となっているということなんです。

私は、この間、地方交付税はずっと見させていただいてきているんです。そして、特にこだわってここも聞きたいのは、やはり大きく国からおりてくるこの地方交付税が減ってきている中で、18年度の当初予算では21億3,100万円上げていたにもかかわらず、もう既に補正を行われて、補正前の額でここで出ているのが19億8,881万1,000円まで、もう当初予算から減っているわけですよ。そこへもってきて、さらに特別交付税、これは18年度の当初予算で2億8,000万円の予定という形で上げられてたと思うんです、特別交付税につきましてはね。

これが、このように大きくまた減額となっているところについて、私もこの間の地方交付税の大きな減額ということは非常に敏感に感じているものですから、この今回の特別交付税の1,896万5,000円の減額の主な要因について、町がどういうふうに判断をされているのかお聞きしておきたいということと、それと、大変申しわけないんですが、今、申し上げましたように、地方交付税の18年度当初予算、特別交付税は2億8,000万円を斑鳩町は見込んでいたわけですが、結局最終的にこの特別交付税が

幾らとなったのかというところを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、今、特別交付税についてのお尋ねでございます。

その前に、地方交付税というのは、普通交付税と特別交付税がございますので、それから若干ご説明を申し上げて特別交付税に移っていきたいと思います。

まず、地方交付税は、所得税、法人税、それと酒税、消費税、たばこ税のいわゆる国税の5税と言われるものの一定割合を財源といたしております、その94%が普通交付税、残りの6%が特別交付税とされております。

そのうち、普通交付税につきましては、標準的な財政需要から標準的な財政収入を差し引きました財源の不足額について交付されることとされております。

これに対しまして、特別交付税につきましては、この標準的な財政需要ではとらえることが出来ない各市町村の特別な事情がございます。具体的には、災害、干害、冷害や、また他の市町村で実施されていない特殊な事情もございます。また、市町村合併関連などに対して交付されることもございます。

こうしたことから、その年の災害等の状況によりまして実際の配分額が大きく変動する場合がございます。その内訳については、国からは正式には示されてはおりません、この特別交付税に対しましては、

なお、ここ数年地方財政計画の圧縮によりまして、地方交付税総額そのもの自体が減少傾向にございます。そうした中で、災害が仮に起こらなかったといたしましても、今後も特別交付税は減少していく懸念がございます。

町といたしましては、当町の特殊事情などを十分アピールし、その確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、特別交付税の交付状況でございますけれども、特別交付税につきましては、2億6,103万5,000円といたしております、普通交付税と合わせまして19億6,984万6,000円と考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ご丁寧に説明いただきました。

そうですね、今、部長の答弁の中でちょっと気になったのが、当町の特殊事情などについても国に対して申し上げながら、今後もこの特別交付税については鋭意努力してい

きたいというお話でした。その当町の特殊事情というものはどういうものが当たるのか。

それとまた、当町としては、国税全体の中でこの特別交付税とされる6%の恩恵というものが当町は十分に受けることが出来ているのかどうかということについて、どういふふうにご判断をされているのかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 当町の特殊事情といたしましては、これはいみじくも斑鳩町におきましては、観光史跡・文化がございます。ですから、史跡・文化財の保護について、十分特殊事情を説明しております。また、それにつれまして観光客もやはり数十万人ございますんで、その対策として道路・ごみ問題もございます。また、福祉・健康づくりにつきまして、町単独事業として上乘せ、横出し事業も実施いたしておりますんで、それらについても特殊事情として調書に書いていっております。

次に、当町の恩恵、平均で6%特別交付税に加算されますけども、本町の場合、先ほど申し上げました総トータルで約19億7,000万円でございます。特別交付税が約2億6,100万円でございます。率にいたしまして約13%となっておりますので、全国平均の6%よりは多くのご配慮をいただいておりますというように認識いたしております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 特殊事情については、よくわかりました。私もそういうふうには感じているところです。そして、さらに、これらについて、町が単独で色々なことをやるには大変な状況もある中では、やはりこの特別交付税については、今後も、現状を維持する、今回は減額になってますけれども、出来るだけ現状を維持する方向で町としては頑張っていくべきだというふうに私は考えますので、担当におかれましても、町とされても、その努力を今後もやっていっていただきたいというふうに考えます。

以上で終わります。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

本案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、反対の立場から意見を述べたいと思います。

先ほど質疑でも申し上げましたが、実際にこの事業の中で、私自身は、自由通路の問題につきましても、本来斑鳩町管理の道路で自由に住民が利用するものであるということで、定義としては自由通路というのはそういうものです。ところが、実際にはなかなか町が考えていたような形にはなっていないし、私自身はこの自由通路そのものが、JRの利用者のためにつくられたというふうな印象しかありませんでした。

実際にあの地域で色んな人に私自身も直接生の声を、住民の声を聞いてみました。そしたら、以前よりは、一旦上ってまた下りるという使いにくさ、あるいはタクシーの運転手の、橋上駅舎の形としては立派なものになっていますが、実際にあこを利用するタクシー運転手にとっては、まず道路を広げてほしいんや、道路が先やないのかという部分で色々あって、実際に今完成した中で見た場合に、あの事業そのものについて、やっぱりなかなか、町の当初の思っていたような成果は私は上がっていないように思います。

よって、それに関連するものにつきましては、残念ながら反対という立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成する議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）に、賛成する立場から意見を申し上げます。

本補正予算につきましては、大部分が各種交付金及び地方交付税の交付確定に伴うものであり、またただいま総括質疑でもありましたように、特別交付税が大きく減額される厳しい状況の中で、平成19年度予算の繰越金になるであろう予備費に2,765万8,000円も確保されており、次年度予算を見据えた予算補正と私は認識しております。

また、今回の予算補正の中においては、寄附金の受け入れなどに伴う予算補正も盛り込まれているところであります。

以上で、私は、この補正予算について賛成いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって承認第2号については、賛成多数で承認いたされました。

続いて、日程15、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書の朗読をさせていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

斑鳩町長 小城利重

今回の改正につきましては、平成19年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が交付されたことによりまして、平成19年度課税に関する部分に



つきまして、町長専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点でございます。最終ページでございます要旨によりましてご説明申し上げたいと思います。

まず、個人住民税では、1といたしまして、信託法の改正に伴う規定の整備でございます。信託法の改正に伴い、信託利益に対する課税に係る規定等の改正が行われたことから、法人信託課税の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、町内に事務所または事業所を有する者を、新たに町民税の納税義務者等として規定したものでございます。条例の第13条関係であります。

2といたしまして、上場株式等を譲渡した場合の特例税率の適用期限の延長でございます。上場株式等を譲渡した場合の特例税、町民税3.0%を1.8%とするものでございますが、この適用期限を平成21年度まで延長するものでございます。付則の第19条の3関係であります。

3といたしまして、エンジェル税制における特例措置の適用期限の延長。ベンチャー企業による個人投資家からの資金調達の援助を目的とした税制優遇制度、いわゆるエンジェル税制における譲渡益を2分の1に圧縮する特例措置の適用期限を2年間延長したものでございます。付則の第20条関係であります。

4といたしまして、租税条約実施特例法の改正に伴う規定の整備でございます。租税条約の規定に基づきまして、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合に、社会保険料控除の対象とするための規定の整備を行ったものでございます。付則第20条の5関係であります。

次に、たばこ税については、地方税法附則に規定するたばこ税の税率が、同法の改正により本則課税とされたことによる改正を行ったものでございます。条例の第99条の2関係であります。

次に、固定資産税であります。

1といたしまして、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設が行われております。平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を3分の1に減額。ただし、100平方メートルまでを限度とする特例措置を講じるというものでございます。付則の第10条の2関係であります。

次のページでございます。次のページをお願いいたします。2といたしまして、鉄軌

道用地の評価方法の変更に伴う特例措置の整備が行われております。鉄軌道用地の評価方法の変更に伴い、平成19年度及び平成20年度の課税における鉄軌道用地の価格の特例措置を講じるものでございます。付則の第11条の3関係であります。

以上が、町税条例の一部を改正する条例の主な内容でございます。

なお、改正する条例本文についての朗読につきましては省略をさせていただきますが、議員の皆様方にはよろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今回の国の税制改正に伴って斑鳩町でも幾つかの点が改正されましたが、それらの中で住民にとって利益になる改正等もありましたけれども、気になる点もございましたので、お尋ねをしておきたいと思っております。

主な改正点の2点目に挙げられています上場株式等を譲渡した場合の特例税率の適用期限の延長として、町民税を3%から1.8%へ軽減する特例の適用期限が平成21年度まで延長されています。これは、斑鳩町では本来税収として入るはずであった部分でありますけれども、それがなくなっていることによって金額的にはどれぐらい影響があるのか、またこの対象となっている方はどれぐらいおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 上場株式等の軽減の影響でございます。この影響額につきましては、1つは確定申告課税分と、それともう1点は、会社の方で特定口座を設置いたしまして、それによる特別徴収をされている分がでございます。

まず、町の方に申告される申告課税分につきましては、件数で言いますと132件でございます。影響額にいたしまして、約450万円でございます。

続きまして、いわゆる特定口座分で特別徴収されておる部分でございます。これの件数につきましては、県の方から交付金といたしまして入ってきますので、件数は掌握いたしておりませんが、金額にいたしまして約3,000万円でございます。トータルいたしまして、約3,450万円となっております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうすると、この3,450万円というのが、期限が延長されたことによって、本来入るはずであったけれども、今回町税収としては入らなくなっているということですね。

今回、株式等の配当ですね、譲渡所得への軽減税率制度というのは、所得税も合わせると、本来20%のところを10%に軽減しているものであって、個人資産の貯蓄から投資へということで、政府の方で課題として、株式市場の低迷や金融機関の不良債権の問題に対して5年間の時限措置として導入されたものですが、昨年の政府の税制調査会の答申の方では、現在の経済状況は大幅に改善しているということなので、本来ならば、期限が来たのであれば廃止されるべきであるというふうに私は思います。

また、こうした証券優遇税制というのは、実際には一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する形になっていまして、このような軽減は延長するという一方で定率減税は廃止するというたび重なる庶民増税が行われているという点では、税制のあり方というのが今本当におかしいのではないかと、逆立ちしているのではないかと強い疑問を持っています。

最近の税制改正によって、最低限の生活にかかる費用には課税しないという考えから設けられているはずの個人住民税の課税最低限や非課税限度額が次々と引き下げられてきた結果、今、個人住民税の所得割の納税義務者は、国単位で見ますと、2004年が4,995万人、2005年が5,136万人、2006年では5,504万人と、この3年間で508万人も新たに課税対象になったことが明らかになっています。

また、斑鳩町でも、担当課の方で数字をお聞きしましたところ、やはり所得割の納税者はふえているという状況が生まれていると確認をしております。

今回、議案として出てきた税制改正については、あえて反対の立場はとりませんが、住民の暮らしを守るために、本来の税の役割である所得の再配分機能、これを果たせるように、やはり税制のあり方、今、庶民に増税をして富裕層に減税をするという形は改めていただきたいという、町もそういう声を国に上げていただきたいというふうに私は意見として申し上げて終わっておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ちょっと確認だけさせていただきたいと思っております。この要旨の固定資産税の2にあります鉄軌道用地の評価方法の変更に伴う特例措置の整備ということで上げられておきまして、これは次に出てくる都市計画税にもかかわります固定資

産税のことですので、都市計画税にもかかわりますので確認をさせていただいておこうと思うんですが、駅にある商業施設、今、複合施設などが多いことからこういう改正が行われたというふうに聞いているところなんですが、面積のこととか色んな細かいことについては私もちょっとはつきりわかりませんので確認をしておきたいんですが、例えば斑鳩町であれば、駅構内に売店がございますし、またコンビニのストアが同じJRの敷地内にもあるということの中におきまして、今回のこの改正というのはそれらにどう影響しているのか。そして、そういったJRと同じ敷地とみなされるコンビニなどについての課税の状況というのはどういうふうになっているのかについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、今回の改正でございます。この鉄軌道用地につきまして、今日まで、例えば大きな駅で線路上に高層の複合ビルが建ってまいります。その上で店舗がされております。これの課税につきまして、今日まで議論がされておりました、どうしていくかということについて。8割云々の話があったわけでございます。

もう一方、はっきりと宅地と区分出来るものについては区分して課税をされてきてまいりました。例えば、今、質問者が質問されました斑鳩町の場合、コンビニであります。あれについては、鉄軌道用地から完全に離れた形でフェンスをいたしておりますんで、鉄軌道用地と完全に区分されております。これについては、従前から宅地課税をいたしております。

それで、駅構内に小さな店舗がございます。あれについては、鉄道用地のうちのほんの数%も満たない部分でございますので、これは鉄軌道用地で課税をしてまいりました。

ちなみに、斑鳩町の場合、ハートインにつきましては完全に宅地となっておりますんで、敷地面積で約110平方メートルでございます。税金にいたしまして、土地で約9万4,000円でございます。これは、都市計画税も含んでおります、当然市街化区域になるので。それと、建物がございます。建物につきましては、約124平方メートルでございます。この税金が都市計画税を合わせまして約7万8,000円となっております。

ですから、今回の条例の改正につきましては、斑鳩町の場合には該当しないけども、例えば例を申し上げたら、天王寺の駅の構内にございますああいう大きなビルについて、あの鉄軌道用地について新しく課税をしていくということでございますんで、ご理解を

願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程16、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書の朗読いたします。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す

る。

平成19年3月30日

斑鳩町長 小城利重

この条例の改正につきましても、平成19年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に交付され、同年4月に施行されることによりまして、本条例と整合性を図るため所要の改正を行い、町長専決処分をさせていただきます。

内容といたしましては、固定資産税において、鉄軌道用地の評価方法の変更に伴う特例措置の整備が行われ、都市計画税の課税標準も変更されることから、所要の措置を講じるものでございます。

なお、条例改正本文についての朗読につきましては、省略をさせていただきます。議員の皆様方には、よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程17、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと存じます。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

斑鳩町長 小城利重

この改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に交付され、4月1日から施行となりましたことから、この改正に準じますため、本条例につきまして3月30日付で専決処分させていただいたものであります。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、要旨を朗読いたします。この議案書の最後のページの要旨をご覧いただきたいと存じます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を53万円から56万円に改正するものであります。

以上が要旨でございます。

この理由といたしまして、国における今回の政令の一部改正の考え方といたしましては、国民健康保険の賦課限度額を設定する際の限度額超過世帯の割合を5%としているところであります。ところが、医療制度改革等によりまして、この限度額超過世帯の割合を国において4%に見直すこととされ、基礎課税額の限度額を53万円から56万円に引き上げる改正が行われたことによるものであります。そのため、当町におきまして、この改正に準じまして本条例を改正したものであります。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、簡単ではありますがご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいま部長の説明がございました。この改正の必要性というのは、限度を超える限度超過世帯の割合という問題をおっしゃられたわけですが、じゃあ斑鳩町の状況はどうなっているのか。確かに国全体の中で見ると、このまま53万円のままでいくと、5.4%になるというふうに厚生労働省は試算してます。ですから、今、言われたように、5%すら上回ってしまうし、さらにはその限度額超過する世帯を4%にまで引き下げたいという目論見もあるという中で今回の引き上げを考えているんだということなんです。じゃあ斑鳩町の限度を超過する世帯というのはどの割合にあるのか、どういう割合にあるのかということを知りたいというふうに思いますので、出来ましたらこの3年ぐらいの状況ですね、変化も見たいというふうに思いますので、加入の世帯、そして限度を超える世帯がどれぐらいあって何%となっているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 限度超過世帯数の過去3年の斑鳩町におけます状況でございますが、過去3年ですので、平成17年3月末の状況からお答えをさせていただきますと思います。

平成17年3月末では、国保対象世帯が5,142世帯ございます。その中で、限度額超過世帯数につきましては115世帯、率にしますと2.24%でございます。次に、平成18年3月末でございますが、この時の国保加入世帯が5,301世帯でございます。限度超過世帯数が120世帯、率にいたしますと2.38%。そして、平成19年



3月末では5, 371世帯ございまして、その中で限度超過世帯数は120世帯、率にいたしますと2.23%となっております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね。国は改正したいというのは、このままでは5.4%になるから改正したいと。けれども、斑鳩町の状況から見たらそうっていない。それで、国が考えている4%以内をしたいということについても、もう既に2%台で推移をしているということでは、4%にも届いていないという状況であるということが、今、はっきりと数字としては示されたと思います。

それとともに、はっきりここでさせていただきたいと思いますのは、限度額の設定というのは、これまで53万円、この4月から専決処分をされておりますので56万円ですよということになっておりますが、あくまでもこの限度額というのは、これ以上徴収してはならないという金額であって、これ以下であっても何ら差し支えがない金額であるというふうに私は認識をしております。

ですから、奈良県下には、国が示しているこの限度額いっぱいまでの設定をしていない市町村もあるはずですが、それらについて町のご認識をお伺いをしたいと思います。その限度額いっぱいまで設定している自治体ばかりではないはずなので、それについて県下の状況をどのように把握されているのか。

そして、なぜ、今、専決処分にしてまで、今回この議案を専決処分をしてここへ出してこられたのか、町の考え方については確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 限度額を政令の規定額にしていないという団体があるということでございます。これにつきましては、今のところ聞いておりますのは、39市町村のうち今31団体がこれは限度額をいっぱい設定をしているというふうに聞いております。残り8団体につきましては、この限度額以下であるというふうに聞いております。

また、その考え方でありまして、確かに質問者のおっしゃいますように、地方税法の規定では、国保税につきましては、政令で定める金額を超えることは出来ないと規定されておりますけれども、これは上限額を定める規定でございます、それ以下の額の

限度額を条例で定めることを妨げるものではないという理解はいたしておるものでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） だけれども、そういう理解はしているけれども、今回専決処分までして限度額いっぱいまでしたということについて、私はこれまでも、そういう流れできているから暗にこうされたのかな、国保財政が厳しいと言われている中でこういうふうにされたのかな。本来、専決処分にされること自体に既に問題があるというふうには私はこの問題については考えているわけですが、どうですか、税制改正の中で斑鳩町の国保加入者、この世帯数を見ても、今年の3月末で5,371世帯もいはるわけですよ、国保の加入世帯数というのは。この方たちにとって、税制改正の問題と、それと斑鳩町は今年から独自に税率の改正をして国保は実質値上げをしておりますね。その上、さらに限度額の変更ですね。

この超過世帯のパーセンテージを見てということの中でやるということの中では、国は5%か、最終4%にしたいのか、どちらにしる斑鳩町ではその数字にも全然追いついていない状況にもかかわらず、なぜここで専決処分をしなければならなかったのかということについて、私は疑問を感じている状況なんです。ですから、そこのところをもう少し、専決処分をしてまでこの56万円に引き上げた考え方についてお示しをしていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 専決処分につきましては、質問者もご存じのように、先ほど説明もいたしておりますが、地方税法施行令の一部改正がございまして、4月1日からその改正が施行されることとなりました。国民健康保険税の賦課期日が4月1日と定められているところから、平成19年度の課税の限度額として56万円を適用するために、条例改正の専決処分を行ったわけでございます。

また、この上限限度額を上げたという理由につきましては、質問者もちょっとおっしゃいましたけれども、国保財政がかなり逼迫しております。平成17年度末で3億4,000万円の累積赤字がございまして、そういった中で、国保の多額の赤字を抱えている状況の中では、法令の許す範囲で財源を確保しなければならないという必要性にも迫られているところであります。

限度額を課税される世帯につきましては、所得または資産を持ってすぐれた担税力も

持っておられますことから政令規定の額のご負担をお願いしたいと、このように考えまして、またそういった納税者につきましても、担税力があり引き上げた額への納税も可能であると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 多分これは議論としてはかみ合っていないだろうなというふうには思いますが、私はやはり税制改正が行われる中で、収入が同じでも所得が上がってしまうとか、そして色々な控除ですね、老年者控除の問題とか公的年金の控除の縮小、こういうことが行われて、今、激変緩和措置をやっている途中、その途中にさらに国保税を値上げした、その上にこの限度額を変えると、こういう三重になっている。しかも、これ国はこういうふうに来てきたけれども、国が考えているのは4%以下に押さえないんやということやってきてて、これはあくまでもこれ以上取ったらあかんよという金額であって、町はこれ町で独自に決めれる金額なんやからというふうな思いから、私はこの問題については、やっぱり町がそこまできちっと分析をした上でこの専決処分として出しているのかどうかというところについて、ちょっと町に対してすごく不満を感じているところがあります。ですから、色々今質問もさせていただきましたが、この議案については、また討論もございますので、これでおいときたいと思えます。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、言われた中で、実際にこれを実施してどれぐらいの増収になるのかということと、それと、現在国保の中で滞納というのはどれぐらいあって、そして区分から言うてこの最高限度額に当たる人の滞納というのはどの程度あるのか、お示しいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回引き上げによります影響額でございますが、120世帯でございますので、360万円の増収を見込んでいますところでございます。

あと、限度額を超える世帯での滞納者につきましては、今、数値把握しておりませんので、後ほどまたお知らせをさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、調べてないで、実際に増収で360万の金額が多いのか少な

いのかという私は問題があると思うんですが、実際滞納額というのはもっとすごい金額やないのかな、単純に思うんですね。そしたら、たかが360万の増収のために引き上げるのがええのか、もう少し滞納世帯についてきめ細かな増収を図るようなことをする方が私はいいのかなというような感じをしました。今、数字がわからんということですから、これはしようがないと思うんですが、後日この数字については知らせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

本案については討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

ただいま総括質疑でも色々申し上げさせていただきましたが、そもそも多くの町民の皆さんにかかわる問題であることを専決処分としているということについて、まず問題があるということをお知らせしておきたいと思います。

さらには、今まで専決処分にしていただけたけれども、今回様々なこの国保を取り巻く状況が変わっている。先ほどから申し上げますように、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、これらの激変緩和措置の2年目に入るところですが、この中で、収入が変わらないのに所得額が上昇をして、そして国保税の課税も上がらざるを得ないというような状況の方もいらっしゃる中で、さらには来年度から後期高齢者医療制度が始まる中で、支援金制度がついてきます。介護保険では介護保険への拠出金制度、後期高齢者医療では支援金への支援分ということで、その支援分が幾らになるかもわからないので、来年度にさらに国保税の税率の改正が見込まれていると町は説明をしてくれています。こうたびたび変えなければならない国保税です。

ですから、今こそここでよく分析をして、どういうふうに町民さんへの負担が変わっていくのかということも見定め、そして後期高齢者医療制度の中での支援分も見極めた上でこの限度額についても採用をするという判断をしてきたというのであればまだしも、そこら辺の見極めもないまま、とにかく赤字だから、厳しい状況だから。町も厳しいかもわからないけれども、斑鳩町の住民の皆さんの生活も大変苦しい状況になっているんです。

ですから、この国保税そのものの抜本的な見直しが必要であるということは、私は以前からずっと申し上げてきました。住民の負担能力を超える水準まで達してしまっているようなこの国保税の現在のあり方に問題がある。その上、来年からまた新たな制度により国保税も影響を受ける。こんな中であって、ここは、やはりこの課税限度額の引き上げについては、立ち止まって考えるべきであったのではないか。けれども、先ほどもお尋ねしたように、厚生労働省の試算に比べても、斑鳩町の限度超過世帯というのは、本年3月末では2.23%しかないのだから、なぜここで立ち止まって考えていただけなかったのか、非常に残念でならない。

私は、これまでも、国保の値上げの時も、ずっと町に対して色々意見を申し上げてきたのに、そのことが町の方には全く考慮をしていただけていないということについて非常に残念な思いであると共に、やはり私は町民の皆さん方のこの課税の負担がどうなっていくのかということが見定められていない状況の中での限度額を上げるということについては、とても賛成出来るものではないというふうに考えているところです。

以上、私の反対討論とさせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成する議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 承認第5号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかわる町長専決処分について承認を求めることについての賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の改正を受けて行われたものであり、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の変更についてであります。

国民健康保険への加入の高齢化が進む中で、保健給付に係る費用は年々増加する傾向にあると言われております。現状でも、国民健康保険事業は多額の赤字が累積していることから、あらゆる手段を講じて財源の確保に努めることが重要であると考えておりますので、今回の改正により限度額が引き上げられることで相当額の所得や資産をお持ちの方にご負担を願うことは、国民健康保険事業の運営の一助に資するものになるものではないかと考えます。

このことから、国民健康保険税の基礎課税額につきましては、政令に従いその限度額を変更されることは十分理解出来るものでありますので、この町長専決処分について承

認を求める議案について賛成するものであります。

今後も、国民健康保険制度が円滑に実施されますことを期待し、私の賛成意見といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって承認第5号については、賛成多数で承認いたされました。

続いて、日程18、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたく存じます。

斑専第6号

専決処分書

斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

斑鳩町長 小城利重

この改正につきましては、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部改正が行われることにより、その改正内容に基づき本年4月1日から適用しますことから、当町におきましては本条例を改正するもので、3月30日付で専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。なお、この議案書の最後のページの要旨をご参照いただければと存じます。

まず、この改正の1点目は、保育所徴収金基準額表の定率減税縮減に伴う改正でございます。平成18年度は所得税の定率減税が20%から10%に改正されましたことにより、同じ収入であっても、前年度と今年度では所得税額が高くなることから、同じ収入の者は同じ保育料になるように各階層の限度額を改正したことであります。改正部分につきましては、新旧対照表を参考までにご覧をいただきたいと存じます。

次に、2点目の説明に移らせていただきます。改正の2点目は、多子世帯における保育所徴収金基準額の軽減の拡大を図るもので、新たに同一世帯から兄や姉が保育所のほかに幼稚園や認定こども園を利用している場合にも算定対象人数に含め、多子軽減の対象を拡大し保育料の軽減を図るものであります。

3点目の改正といたしまして、在宅障害者のいる世帯の徴収金の減免の対象の拡大でございます。障害者自立支援法により、身体障害、知的障害及び精神障害といった障害の種別にかかわらず一元的にサービスを提供することとされましたことから、従来より実施されてきました在宅障害児のいる世帯の徴収金減免の対象として、精神障害者保健福祉手帳を有している者を追加し保育料の軽減を図るものであります。

以上が、本条例の改正内容でございます。

なお、新旧対照表及び本文の説明につきましては、ご参照いただきたいと思います。説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程19、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について



標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年4月2日

斑鳩町長 小城利重

今回町長専決処分させていただきました平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につきましては、斑鳩町（仮称）総合福祉会館建設事業に係ります繰越明許費の予算補正をさせていただいたものでございます。

この（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、去る2月26日に分離発注によります建築工事、機械設備工事並びに電気設備工事の3件の入札を実施いたしました結果、それぞれの落札者と仮契約を行いました。しかしながら、建築工事に係る業者の不祥事によりまして、2月28日付で指名停止処分を行ったことに伴い、すべての工事に係る仮契約を解除し、3月の定例会での提出をとりやめさせていただいたところでございます。

こうした経緯によりまして、本事業に係る工事の完成が平成19年度中では完了することが出来ないことから、やむを得ず平成19年度予算額15億3,500万円のうち、工事請負費等で7億5,690万円を限度額として次年度へ繰越明許をさせていただく予算補正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただいたものでございます。

現在、6月町議会定例会におきまして、契約に関するご審議をお願い出来るよう、本事業に係る入札事務等を鋭意進めているところでございますので、議員皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。予算書を朗読をさせていただきます。

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成19年4月2日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさ

せていただきます。何とぞご審議を賜り、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、説明があった中で、総合福祉会館15億3,500万ということの中で繰越明許なんですけど、実際に今までの中で、財政難の中で、これだけの費用をつくって建設しなければならないという、その差し迫った状況というのは何なのかということ、ちょっとお尋ねしておきたいと思うんです。以前、私が議員の時にもちょっとお尋ねしたんですが、明快な回答は得ていませんでしたので、改めてお聞きしたいのと、それと、実際にこれを、総合福祉会館を建てるとなったときに、年間の維持管理費というのはどの程度かかるのか。

で、その差し迫った状況の中で、一体、今、何が住民の福祉にとって欠落してて、差し迫った状況になってて、そやからこの総合福祉会館を建てて、その差し迫った部分を、どういう部分をこの会館を建てることによってカバーしようとしているのか、具体的にお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この財政の厳しい中で、斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備事業をやらなければならないというご指摘でございます。

これも、西谷議員も当然ご存じのように、この総合福祉会館建設に当たっては、やはり今までは、保健センターも社会福祉協議会も横で、行政的な面に対する町も、こういうことでやってきたわけですが、今現在、社会の状況を見ますと、やはりこれを総合的な面において住民サービスをするということがこれから必要ではないかと、このように思います。

そうした中で、今も申し上げましたように、幅広いエリアの中で行政機能、そして福祉機能、また保健機能、これらを充実のあるものとしてやっぱりやらなければならない。このような財政厳しい中でやるとすれば、やはりそれをカバーする色々の中身を精査して、そして住民に迷惑のかからないような形で実施していく、こういうことでございます。

今、福祉について、何が欠落しているのかということのご指摘がございました。欠落ということではなしに、これからの福祉施策というのは、それぞれの町が一番重要な、

やらなければならない問題でございます。高齢者福祉、また障害者福祉、児童福祉、そして地域福祉、これらが一体となってサービスすることがこれからの行政に求められているものだと、このように思うわけでございます。

そういう中で、やはり必要な事業、これが我々は（仮称）総合福祉会館として実施をするということで考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 私の方から、ランニングコストの関係でお答えをさせていただきます。

今現在考えておりますのは、約4,000万円を考えております。人件費は除いております。この根拠といたしましては、近隣の同規模程度の施設でのランニングコストを参考にしております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） ランニングコストとして人件費を除いて4,000万程度ということでおっしゃいました。

副町長は、これから確かに福祉というのは重要な部分ではありますが、ただ私は、費用対効果、あるいは今置かれている現状の中で、果たして今選択することがいいのかというのを素朴に疑問に思うわけです。選挙の期間中でも住民と色々接する中で、ほとんど、私が少なくとも話した住民の方の中では、もうハコモノは要らんと、建物を建てて、建物を建てたら単に建設費だけでなく後また維持管理も要る中で、もうこれ以上は要らんやろうということの中で、何とか止めてほしい、あるいはこんな費用があんねやったら、もっと具体的な福祉のサービスに回してくれというのが、私が聞いた住民の声でした。だから、今回あった時に、なぜ総合福祉会館が今なのか。

それで、実際に福祉会館の中で、今、デイサービスにしろ何にしろ、結構民間の施設が出来てます。その中で、あえて斑鳩町がコストのかかる公共施設でしなければならない、あるいは早急に急いでまでやらんならん理由というのは、どうも今の副町長の話の中の答弁を聞きましても、私にはなかなか納得のいけるような話ではありませんでしたし、恐らくこれ住民の皆さんが聞かれても、同じようなことやと思います。

だから、一旦決まったからやのうて、今、実際どうなんか。例えば、財政難や言いながら、片方ではやっぱり財政難やから住民の方々に負担してもらわんなん、国保税も上

げていかんなん。色んな受益者負担ということを一方でやりながら、公共施設、あるいはハコモノだけは建てていくという姿勢は、果たして今の斑鳩町の行財政改革をやらんなん姿勢として本当に正しいのかどうかというのは、私は疑問なんです。

そこで、再度、本当に今、今何が困っている。確かに、保健センターや社協とかそういうものを一つにする、それはそれなりの意味はあると思うんですが、ただそれは、少なくとも財政が健全で自由に右肩上がりの私は時代の時やと思うんですね。限られたお金しかない中で、あえてそこまでしてやらんなんとしたら、それは恐らく大きな欠陥があって、今、こんなことで困っているんや、だから早急に必要なんだという、こういうやっぱり私は論理でなかったらあかんのやないかな。その辺のところを再度ちょっと、今、差し迫って困っていること、どうしようもないこと、その部分について、この総合福祉会館を建てることによって解決するんだという事例がありましたら、具体的に述べていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 今、この総合福祉会館を建築するには、何を困っているからその事業を進めるのかと、こういうことでございます。

先ほども申してますように、やはり今まで福祉の面については、町長は出来るだけの住民にサービスを与えてこられました。これは、7町合併の時に、住民から大きな評価をいただきました。今の町長の施策、福祉に相当気を使っていたら、ありがたいことだということと言われた記憶がございます。

そういうことから、これまでそういうことをやってきました。けども、これからはやはり生涯福祉の充実を図るということになりますと、やはりその活動拠点、これが必要であると、このように考えております。そういうことから、この総合福祉会館は、住民の生涯福祉の活動拠点となる施設であるということを進めてまいりたい、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長が言われましたが、生涯福祉の活動拠点、確かに活動拠点ということは、それはそうなんでしょうけども、実際に建物が出来てから福祉が進むんやのうて、福祉というのはやっぱりソフトの面やと思うんです。建物がなくなると、結局福祉の究極は何やというたら、人と人が接して、その接した人が気持ちよく相手に色んなサービスを与えるという、その人と人とのかわり、ふれあいみたいなものが私

は福祉やと思うんです。その中では、建物が建ったから福祉が進むんやのうて、そういう人材を育成し、そういう人が多く地域に散らばって身近におられることによって福祉というのは私は進むんやないかな。建物が出来たからいうて、決して私は福祉が進むようには思わないんです。

これは、副町長とやり合っても、恐らく平行線になると思うんですが、私自身は、この部分については、余りにも今の状況から見て、住民からして私は乖離していると思います。副町長は、この総合福祉会館については住民の評価を得られたということで言われましたが、私自身が聞いておる中では、もうやめてほしい、もう建物はたくさんやというのが声でした。そういう私を感じた、私が直接住民から聞いた意見を述べまして、質問をこれでおいておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私は、この繰越明許につきまして、心配している点についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

先ほど総務部長の方から説明があったように、一旦入札が行われた後仮契約の状況のところで事件があって仮契約を取り消したということになっておりますが、再度入札をすると。ただ、前回の入札を見ても、経審1,500点以上というようなゼネコンを対象に募集をかけられてたつた2社しか来なかった。その2社のうちの1社が失格と。予定価格を公表しているにもかかわらず、それを上回る金額を入れてきたというような状況のある、そういった入札であったにもかかわらず、今度再度入札をしなければならないというような状況の中で、ちょっと心配している点がありますのでお尋ねをしておきたいと思いますが、まず本体工事につきまして、実際前回やった入札と全く同じ設計で入札というのは通常行わないものだろうというふうに思っています。前に下水でこういう事例がありましたので、その場合でしたら、延長のメーター数を多少変えるとか色々出来るんかもわからないんですが、この本体工事、設計については、今回入札でどのようにされたのか。そして、電気設備工事、機械設備工事についても、同じように本体工事の入札、仮契約を取り消したと同様に取り消されたたとなっているんですが、再度入札となった時に、これらについてくる電気、機械の設備工事についての設計というものはどうなっているのかということ。

それと、もう1点は、先ほども申し上げました経審1,500点以上というような、もうゼネコンしかだめだよというような募集の入札の公告をされてたということの中で、

今回、前回の入札の状況を見る中でどういうふうに判断してどういうふうに公告をされたのかという点について確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） ご心配していただいてありがとうございます。

1点目の質問なんですが、当然若干の設計変更はしております。これは当然で、していかなければならない。

2点目のご心配の経審の1,500点を1,300点。これは、一応、今はご存じのように、社会状況の中で、大手ゼネコン、準ゼネコン、中堅ゼネコン、これがすべてとっていいほど指名停止をしております。そういうことからすれば、1,500点以上の経審を持った企業に入札参加をさすということは非常に無理になってきたと。ただ、そういう社会状況の中で、これは里川さんも質問されたと思うんですが、出来る業者なら若干下げてもええんかということもございますし、状況を見る中で1,300点に下げさせていただきました。そうした中の企業の状況を見ますと、十分出来るという判断をしたから1,300点で今実施しておると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 電気、機械の設備工事についてどうなっているのかということとは。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） すみません、ちょっと。

電気、機械、これも設計変更してます。それで、これは制限付一般競争入札じゃなしに指名競争入札で実施してまいりたい。第1回目の入札執行をした時に、本体の工事が落札し、そして不祥事によって契約解消したということで、その時に機械、電気も同時に指名競争入札で落札しております。けど、本体出来なかった、これ機械、電気出来ませんので、そういう迷惑がかからないように、本体が契約を出来るという時点において指名競争入札をもって実施していこうと、このように思ってます。

今の計画といたしましては、この状態でいけば、議会の初日に議案を提出させていただきたいと思うてます、予定では。けども、その後すぐに指名競争入札を実施して機械、電気の入札を行いたい、このように思ってますから、申しわけないと思うんですが、最終にその議案の提出をお願いしたいなど、このように思ってます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。やっぱり設計変更を若干加えなければならぬというのがやり方なんだろうということもわかりました。

ただ、気になりますのは、私は改選前にも厚生常任委員会に所属をしております、一定の設計状況というのは見ておりましたが、一体こういう工事の時に設計変更をするとしたらどんなところに手を加えるのかなということがちょっと想像がつかないものですから、よければその設計変更をした場所というんですか、どういう箇所を変更したのかということについてお教え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この場で設計変更の中身をどやこやということは差し控えたいと思うんですがね、一般的に設計変更の場合は、今、里川議員がご質問をされたような中で、延長をするとか切るとかというようなことをします。しかし、この建物、ハコモノは、その中で相殺すると。例えば、表装ですね、1平米1万円のやつを1平米9,000円にするとか、また1万1,000円に上げるとか、これは例えの話ですよ、そういう形にして設計変更をしていく、こういうことでございます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

本案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、反対の立場から意見を述べたいと思います。

先ほどの総括質疑の中でも質問をさせていただきましたように、今現在私が知る限り、住民の皆さんのほとんどは、ハコモノ行政について非常に拒否をされておられますし、もうええというのが私が聞いた住民の本音であります。人によっては、それぐらい福祉会館が必要なんやったら、いかるがホールでもええやないかという意見もありました。実際、総合福祉会館をして、今、実際住民の方々が何困ってんねん、私ら何も困ってないと、福祉会館がなかっても。何でやというのが、私がずっと聞いてきた、住民に直接聞いた意見ですし、私の周りの人たちの意見でした。中には、党派を超えてやっぱりやめてほしいんやという声でした。iセンター、あるいはその総合福祉会館、もろもろのそのハコモノ、いかるがホールについても、建物と共に必ずかかる維持管理費、こんな

んふやしてって本当に斑鳩町大丈夫なんですか、何でこんなんを賛成するんですかというような、こういう声を聞いてます。

私は、少なくとも住民の視点に立って住民の皆さんの声をやっぱり代弁したいという立場で公約として掲げて当選してまいりましたから、私はこの場で住民の皆さんの代弁者としてこの建物についてはやっぱり反対したいし、住民皆さんの思いを議会で反映させていただきたいなというふうに思います。

これからの行政、今までみたいに何でもかんでも行政におんぶにだっこという形から、やはり地方自治になって住民が自立し、住民自身も、我々議員も、住民に対して言うことは言わないかんし、財政状況についてもはっきりとやっぱり住民に説明する、そういう責任が私はあるんやないかな。そういう中で、決まったからもうしようがないやないかということとするんやったら、私は議会は要らない。

だから、是は是、非は非でやっていかないけませんし、町と議会は車の両輪や言いますが、両輪というのは進むためだけにあるんやのうて、議会が、片一方が止まったら、当然同じところをぐるぐる回るわけですから行かない。そういう監視する機能も議会には必要ではないかなというふうに思ひまして、私の反対討論にさせていただきたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成する議員の意見を求めます。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、私の方から、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、賛成する立場からの意見を申し上げます。

ただいまの反対意見の中で申されました（仮称）総合福祉会館に係る繰越明許費の補正予算につきましては、この整備を行うに当たり、これまで議会において、より本町にふさわしい施設が整備出来るようそのあり方について熱心に論議が交わされ、慎重に検討されてこられました。これも、平成15年ぐらいから検討されてきたということで認識をさせていただいております。今回の繰越明許費は、建築工事に係る業者の不祥事が原因となったやむを得ない補正予算であると考えてところでございます。

最後に、これからの福祉につきましては、今の現状の福祉会館を今考えなければならぬ、十分にやっぱりご承知を願いたい、ご理解いただきたいと考えております。今現在、障害者の自立支援法、さらに高齢者対策、色んな対策が言われてます。さらに、介



護予防の観点から包括支援センターも出来ております。その中で、包括支援センターに相談来られても、足の悪い障害を持っておられる方については、なかなか相談に来られない。また、今の福祉会館に障害を持つ方が来られても1階しか来られない、2階に行くことができない、そういうようなこともあります。それと、やっぱりこれからの介護予防で色んな保健事業も重要となってきます。

そのことから、今現在（仮称）福祉会館事業につきましては、鋭意その事業の進捗に取り組まれるよう、町民サービスの向上を願い私の賛成意見とさせていただきます。皆様のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって、承認第7号については、賛成多数で承認いたされました。

暫時休憩をいたします。

（午後3時31分 休憩）

---

（午後3時31分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、予算常任委員の辞任について、追加日程2、広報発行常任委員の辞任について、追加日程3、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、予算常任委員の辞任について、追加日程2、広報発行常任委員の辞任について、追加日程3、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し審議することに決しました。

ここで、副議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午後3時31分 休憩）

---

(午後3時32分 再開)

○副議長(嶋田善行君) 再開いたします。

お諮りをいたします。ただいま追加日程となりました追加日程1及び追加日程2については一括議題といたしたいが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。追加日程1から追加日程2までを一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、中川議員の退席を求めます。

(中川議員退席)

○副議長(嶋田善行君) 中川議員から、予算常任委員会委員、広報発行常任委員会委員を辞任したいとの届け出があります。

辞任願を事務局長に朗読させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長(藤原伸宏君) 辞任願を朗読させていただきます。

辞任願

今般、議会申し合わせにより、予算常任委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長殿

平成19年5月11日

予算常任委員会委員

中川靖広

続きまして、

辞任願

今般、議会申し合わせにより、広報発行常任委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長殿

平成19年5月11日

広報発行常任委員会委員

中川靖広

以上でございます。

○副議長(嶋田善行君) お諮りいたします。中川議員からの届け出のとおり、予算常任

委員、広報発行常任委員を辞任することについて、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。中川議員の予算常任委員、広報発行常任委員を辞任することについては、これを許可することに決定いたしました。

(中川議員着席)

○副議長(嶋田善行君) 中川議員にお知らせいたします。予算常任委員、広報発行常任委員を辞任することについては、満場一致で許可いたしました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

(午後3時34分 休憩)

---

(午後3時35分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

それでは、追加日程3、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上で、本日開催の第2回臨時会に付議されました各議案については、すべて終了いたしました。

閉会に当たり町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成19年第2回町議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例についてなど8議案を提出させていただき、また追加議案として

提出いたしました斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについても、議員皆様には慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご審議により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長を選出をはじめ各常任委員会を選出していただき、大変ご苦労さまでした。改めてお礼を申し上げます。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方に、町の懸案事項等についてご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって平成19年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時37分 閉会）